第4章 今後のまちづくりの進め方



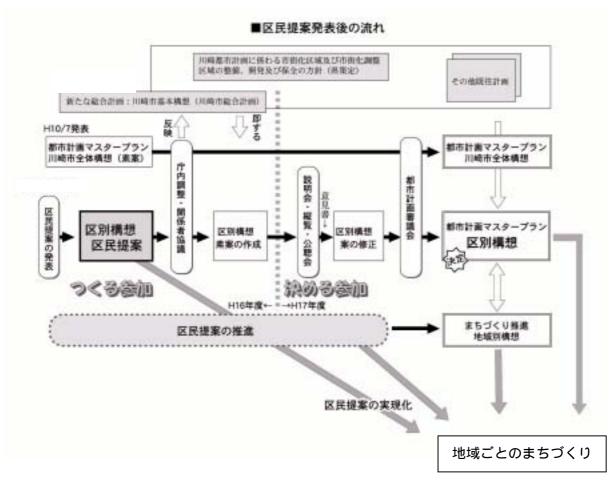
都市計画マスタープランの性格

区民提案策定後の都市計画マスタープラン決定手続

都市計画マスタープラン幸区構想「区民提案」が策定された後、この提案をもとに、行政内部で 関係部局との調整が行われ、行政計画としての「幸区構想素案」が作成されます。また、その過程を通して、新総合計画や他の分野別基本計画との整合が図られます。

関係部局と調整を経て「幸区構想素案」が作成される段階で、再度、区民提案の策定に携わった 検討委員がその素案を受け、区民提案の反映状況について報告を受け検証します。

その後、説明会・縦覧など都市計画決定に準じる手続が行われます。その中で市民は意見を述べることができ、それを加味して必要な必要な修正が行われた後、寄せられた意見書を付して都市計画審議会に諮問され、その答申を受けた後、「都市計画マスタープラン幸区構想」として決定・公表されます。



都市計画マスタープランの性格と今後の対応

(1)川崎市が決定する個別の都市計画の基本的方針

都市計画マスタープランは、都市計画法の定めにあるように、市が決定をする地域地区や都市施設等、個別の都市計画の基本的方針となります。この「区民提案」は、行政が実施するまちづくりに対する提言の性格を持っています。

都市計画マスタープラン幸区構想検討委員会は、この区民提案の提言をもって解散しますが、検 討委員会要綱に則り、当提案の行政計画への反映を検証する義務があるため、今後は、まちづく りを推進する組織と一体となり、その内容をチェックしていく必要があります。

(2)土地利用を誘導するための指針

都市計画マスタープランは、民間事業者や個人がさまざまな開発行為や建築行為を行う際の指針 としての性格も持っています。よりよいまちをつくるため、それぞれの主体がまちづくりに貢献 する活動を行う必要があります。

さらに、このマスタープランを民間が行う開発・建築行為に対する誘導の指針として生かしていくためには、既存のまちづくりに関する条例との整合を図りつつ、「(仮称)まちづくり条例」のような法的枠組みを、行政と市民の協働でつくっていくことが求められています。

(3)市民の主体的なまちづくり活動の指針

この「区民提案」は、行政が行うまちづくりに対する提言、民間が行うまちづくりに対する誘導 の指針であると同時に、市民自らが実践するまちづくり活動の指針としての性格を持っています。

まちの課題を解決し、資源を生かしたよりよいまちをつくるためには、「地区計画」や「建築協定」といった手法を活用し、市民自らが主体となって、地域ごとのまちづくり活動を進めていく必要があります。

「区民提案」を作成する段階では、町内会・自治会やPTAの皆さんとの懇談会や意見交換の機会もつくってきました。今後は、地域のことは地域で決定し、解決するという姿勢のもと、各地域における個別のまちづくり活動を促がしていく必要があります。

行政と市民との役割分担を明らかにし、行政側も、市民の主体的なまちづくり活動を支援してい く仕組みや組織が求められています。



行政の役割・市民の役割

行政の役割

1 都市計画マスタープランの進行管理・評価の仕組みづくり

(1)マスタープランの事業化

都市計画マスタープランは、20年後のまちの将来像を見据えた都市計画の基本的方針です。市民 生活にとって必要な都市計画道路や都市公園といった都市施設の整備や、土地区画整理事業や再 開発事業など都市基盤の整備は、行政が主体となって進めなければなりません。

行政は、方針にしたがって、優先順位を明らかにし、財源や人員等の行政資源をどのように投入 するのか、個別の事業化を図っていくこととなります。

これら、方針、計画、事業といった一連の流れについて、行政情報を公開していくとともに、その過程にも市民が参画でき、「環境共生のまち」、「安全な生き活きなまち」といった幸区のめざすまちづくりの基本目標に従って、市民の視点から評価できる仕組みをつくっていく必要があります。

(2)土地利用計画の詳細化

都市計画マスタープランは、大規模な開発や建築等に対する規制・誘導の指針としての性格ももっています。開発や建築等がマスタープランに沿って行われ、よりよいまちがつくられる必要がありますが、マスタープラン自身には、直接開発や建築を規制する効力はありません。

区民提案に掲げられたまちづくりの基本目標にしたがって、開発や建築を直接コントロールしていくためには、用途地域の見直しや地区の住民の合意によってつくられる法定地区計画や建築協定といった詳細土地利用計画を策定する必要があります。

マスタープランに掲げられた方針を実効性あるものにするために、住民の合意にもとづく地域ごとの土地利用計画の策定を行政が積極的に支援していくことが求められています。

(3)マスタープランの進行管理・評価に基づく定期的な見直し修正

計画的なまちづくりを進めていくために、5年毎に土地利用や建物利用等を調査する都市計画基 礎調査が行われています。マスタープランの進行管理の手続を進める中で、その進捗状況を明ら かにし、評価に基づく定期的な見直し修正を行い、よりよいマスタープランに磨き上げていく必要があります。さらに、まちを取り巻く社会経済情勢の変化は著しいものがあります。変化に適切に対応するためにも、進行管理・評価、見直し修正といった手続を定めておき、プランを検証する場を設定します。

2 市民の主体的なまちづくり活動に対する支援

(1)地域の課題に対する的確な対応

幸区構想区民提案の策定の中で、町内会・自治会やPTAのみなさんとの懇談会を重ねてきました。その中で出された地域の課題は、子育て環境や高齢社会に対する対応、生活道路や防災・防犯といった安全なまちづくりなど、課題は多様であり総合的な対応が必要です。まちづくりの基本目標として、幸区の特性を生かした「地域社会とともに生きるまち」、コミュニティを大切にした「人と人と共に生きるまち」等を掲げていますが、これらの実現のためには、市民の主体的活動とともに、行政の支援が欠かせません。

区行政改革の基本方向では、「日常的なまちづくり課題に的確に対応し、解決する」地域のまちづくりの拠点として、「市民活動支援体制の整備」、「区民利用施設のネットワーク化」「市民参加による区行政の推進」「区役所機能の強化」等が役割として示されています。

土地利用、道路、河川、公園といったさまざまな事業部局にまたがる課題、さらに、福祉や教育といったコミュニティ形成にも関わる課題に対して、行政各部局を調整するとともに、地域の住民組織相互の連携・調整を行っていく役割が重要となります。また、市民とともにまちづくりの検討・検証していくことのできる体制づくりをすすめ、実効性を高めるこていくことが望まれます。

(2)地域のまちづくり活動を支援する役割の重要性

これまでのまちづくり行政は、拠点開発といった行政が主体となって行う大規模事業が中心でした。今後は、「環境共生のまちづくり」、「安全な生き活きまちづくり」の基本目標を実現するために、身近な地域における市民主体のまちづくり活動にも重点を置いていかなければなりません。

市民のまちづくり相談を受け止め、地域における市民の主体的なまちづくり活動を支援していく 体制づくり(仕組みや組織づくり、活動の場づくり、人材の配置、適切な財源確保等)が必要となります。

市民の役割

1 都市計画マスタープランの進行管理・評価の過程への参画

マスタープランの進行管理・評価の手続の過程においては、土地利用計画の詳細化の検討状況や具体的な事業の進捗状況について、適切な情報公開・情報提供が行われることが必要です。

市民の役割として、これら進行管理・評価の手続に関わり、区民提案に掲げられた「環境共生のまちづくり」「安全生き生きまちづくり」の基本目標にしたがって、市民の視点からチェックをしていくことが重要です。

都市計画マスタープランの推進組織として、チェック活動を担っていくことが必要です。

2 地域ごとのまちづくり組織の設立

(1)地域の個性を育むために

区別構想区民提案の策定にあたっては、地域の実情と課題をつぶさに把握するために、町内会・ 自治会や商店会、PTA等の諸団体との懇談会を重ねてきました。区レベルの構想としては、「地 域の個性を育む」の章の中で、今後のまちづくりの方向性を指し示しています。

今後は、地域ごとに、市民が主体となって地域の課題や資源を発見し、課題解決の方法を話し合い、地域ごとのまちづくリルールや地域ごとの計画をつくっていくことが必要です。

将来的には、「まちづくり推進地域別構想」として、都市計画マスタープランの地域版を作成していくことも想定されています。

(2)地域ごとのまちづくり組織

地域ごとのまちづくり組織は、町会・自治会といった住民自治組織が核となりながら、商店会や 社会福祉協議会といった各種団体、PTAなどの子どもたちに関わる団体、さらに、緑や川といったテーマ型の活動を実践する団体、さらに、市民館における学習団体など、多様な団体が参画 する「地域のまちづくり組織」を設立していく必要があります。

(3)活動支援の仕組みづくり、場づくり、まちづくり人材の参画

しかし、現状において、町内会・自治会は、防災や防犯、美化などさまざまな活動を担っていま す。さらに、その担い手は、高齢化が進んでおり、新たな活動展開の余裕がないのが現状です。

地域におけるまちづくり活動を活発にするためにも、まちづくりへの関心層を発掘し、若い世代

が積極的に参加できる仕組み・組織としていくことが必要です。

そのためにもまちづくり活動への参加を促す系統的な施策を市民・行政が一体となって進めることが必要です。

また、まちづくり情報の収集、蓄積による共有化を進めるとともに、市民まちづくり活動のネットワークを広げることのできる場づくりも求められています。



マスタープラン推進組織の設立

4 章

マスタープラン推進組織の役割

(1)マスタープランの進行管理・評価のチェックの役割

この間、幸区構想区民提案の策定を通じて、まちづくり制度に関する学習を重ねてきました。今後は、まちづくりに関わってもらえる人の輪を広げ、多くの市民に参画をしてもらうためにも、市民が主体となり行政が支援する学習会などを開催していくことが必要です。

この間、培ったまちづくりに関する知識や地域とのネットワークを生かして、マスタープランの 進行状況をチェックするとともに、プランの定期的な見直し修正に関わる役割を担っていく「マ スタープラン推進組織」の設立を提案します。

(2)地域のまちづくりの応援団としての役割

「地域のことは地域で決める」という考えのもと、それぞれの地域で「まちづくり推進組織」が 設立されることが望まれています。

「マスタープラン推進組織」は、「地域のまちづくりの応援団」として、次のような活動を行う ことが考えられます。

)マスタープランの地域への周知活動

)地域のまちづくりを担う人材の掘り起こし

)地域ごとの話し合いの場の設定

)地域ごとのまちづくり組織の立ち上げ支援

)地域ごとのまちづくり組織間の情報交換・ネットワークづくり

)他の行政区ごとのまちづくり推進組織との連携活動

幸区まちづくり推進委員会との連携

(1)幸区まちづくり推進委員会の活動

幸区では、市民主体のまちづくり活動の実践組織として、「幸区まちづくり推進委員会」が活動 を重ねてきています。

「都市計画マスタープラン推進組織」の設立にあたっては、数多く存在するまちづくり関連組 織がバラバラに活動するのではなく、マスタープランを具体的に実現していくために責任をも って活動する組織のあり方を考える必要があります。

具体的には、平成 17 年度から、第3期の「幸区まちづくり推進委員会」が始動することから、これまでの活動の成果を踏まえつつ、マスタープランに沿った長期的な視点を持つ活動実践が行えるよう必要な調整を行い、「幸区まちづくり推進委員会」の中で、都市計画マスタープランの推進を図っていくことを提案します。

まちづくりに関心を持つ新しい人々が参加できるような工夫を行いながら、「環境共生のまちづくり」、「安全な生き活きまちづくり」の基本目標、さらに、将来像「水と緑と創造のまち 生き活き・さいわい」のスローガンのもと、幸区における市民自治のまちづくりがさらに発展することをめざします。

